医療的ケア児の方向け

令和９年度鹿児島市認可保育所等利用案内

＜受付期間＞：相談に応じ随時対応

※ 年度途中に利用開始の場合、**原則利用開始月の3か月前までにご相談下さい。**

※医ケア児の保育所等利用は、事前の利用相談が必要です。

＜相談から利用開始までの流れ＞

相談から申込の流れは次のとおりです。詳しくは本冊子P5～P12をご確認ください。

利用相談 ▶ 施設見学・面談 ▶ 受入検討委員会 ▶ 利用申込 ▶ 利用調整 ▶ 面談・健康診断 ▶ 利用開始

＜相談受付場所＞

本庁保育幼稚園課(本館1階)

※受付は月曜日～金曜日（祝日、休日除く）の
８時４５分～１６時３０分



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精　マグニョン

※相談の際は、下記電話番号へ必ず事前のご連絡をお願いいたします。

℡ 099-216-1223（保育幼稚園課 企画係）

保育所等の利用にあたっては、本案内をよくお読みください。

◇この利用案内における「保育所等」とは認可の保育所、市立保育所、小規模保育事業所及び認定こども園の保育利用のことを指します。

◇認定こども園の教育利用についても、事前の相談が必要になります。

あなたとわくわく
マグマシティ
鹿児島市

目次

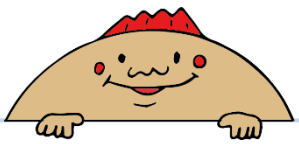

ページ

はじめに（重要）……2

1　利用できる保育施設……3

2　教育・保育給付認定の区分……4

3　相談から利用開始までの流れ……5

4　利用相談・施設見学・受入れ検討委員会……7

5　保育所等の利用申込……8

6　利用調整……13

7　保育所等の利用……14

8　よくある質問……15

9　鹿児島市保育所等利用調整基準……16

10　市内保育所等一覧表……19

11　連携施設一覧表……26

はじめに（重要）

１．対象となる医療的ケア児

保育所等で安全にお預かりするため、以下の要件を全て満たす医療的ケア児（以下「医ケア児」といいます。）を対象とします。

・病状や健康状態が安定していて、こども同士の関わりの中で過ごせること
・主治医から保育所等の利用が可能と判断されていること
・日中に自宅で行っている医療的ケアが確立し、保護者による安定した医療的ケアが行われていること
・病状や医療的ケアに対する情報を保護者と保育所等で十分に共有できること
・保護者や主治医の同意のもと、保育所等と主治医医療機関が連携できること

２．保育所等で提供する医療的ケア

保育所等が提供する医療的ケアの内容は、「鹿児島市保育所等における医療的ケア児受け入れに係るガイドライン」に基づき、保育所等の人員配置や施設整備の状況から、安全な提供が可能と判断された医療的ケアとします。保育所等で提供する、主な医療的ケアは以下のとおりです。

・経管栄養（経鼻、胃ろう・腸ろう）
・吸引（口腔・鼻腔内、気管カニューレ内及びその周辺）
・その他（導尿、血糖管理、酸素療法）

ただし、人工呼吸器による呼吸管理など、**高度な医療機器を使用するものなどは、対象とならない場合があります。**

３．対象の施設

鹿児島市への事前相談が必要となる施設は、**鹿児島市の認可保育所・市立保育所・小規模保育事業所・認定こども園（教育利用も含む）**です。幼稚園、企業主導型保育事業所などの認可外保育施設の利用を希望される場合は、各施設へ直接ご相談ください。

※保育所等とは、就労などの理由により、**お子さんをご家庭で保育ができない保護者の方に代わって保育を行う施設**です。
このため、保育所等の利用申込みと同時に、ご家庭で保育ができない状況の認定（教育・保育給付認定）を行います。認定内容に変更があった場合の手続きについては、P14をご確認ください。
なお、保護者が仕事を辞めるなどして、ご家庭での保育ができるようになった場合は、継続して利用できないことがあります。

1　利用できる保育施設

利用できる保育施設には下記のような違いがあります。ご自身の希望する保育施設がどれに当たるか、希望する保育内容を満たしているかご確認ください。

認可保育所・市立保育所

0歳～



認定	2・3号
時間	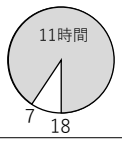

小規模保育事業所

0歳～2歳



※定員最大19名

認定	2・3号
時間	

保護者の就労等で保育が必要な児童を対象に養護及び教育を一体的に行う施設

＜小規模保育事業所＞
低年齢児に特化した小規模保育事業を行う事業所

鹿児島市へ相談

認定こども園（幼保連携型・保育所型）

0歳～



認定	1号※満3歳～	2・3号
時間	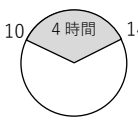	

認定こども園（幼稚園型）

満3歳～



認定	1号	2号
時間	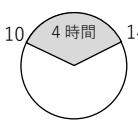	

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設

2・3号	保育利用	**鹿児島市**へ相談
1号	教育利用	

※ 利用時間は各施設によって異なります。上記は代表的な時間の例示です。
※ ２・３号の利用時間は保育を必要とする事由により、**標準時間(11時間)と短時間(8時間)に分かれます**（P4参照）。
※ **認定こども園の教育利用を希望**する場合は、受入れ検討委員会終了後、**施設へ直接お申込みください。**

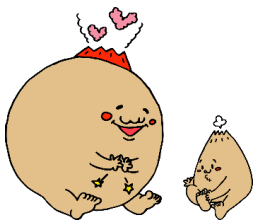

2　教育・保育給付認定の区分

保育所等を利用する場合は、保護者全員が「保育を必要とする事由」（下表参照）のいずれかに該当し、教育・保育給付認定（以下「認定」といいます。）のうち２号か３号の認定を受ける必要があります。

【教育・保育給付認定の区分】

認定	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
２号	満３歳以上	**あり**	保育標準時間(11時間) 保育短時間(8時間) **※医ケア児の場合、原則８時間（施設と協議の上決定）**	・保育所 ・小規模保育事業所 ・認定こども園の保育利用
３号	満３歳未満			
１号	満３歳以上	なし	教育標準時間(１日４時間を標準)	・認定こども園の教育利用

※１号認定の教育標準時間外の利用は、施設が実施する預り保育事業などの対象になります。

【保育を必要とする事由と認定の有効期間・保育時間】

保育を必要とする事由	認定の有効期間（保育所等の利用可能期間）	保育時間
就労(1か月120時間以上)	お子さんの小学校就学前まで	保育標準時間（短時間利用も可能）
疾病・負傷・障害		
同居親族の常時介護・看護		
災害復旧		
児童虐待やDVのおそれがある		
学校、専修学校、職業訓練等(1か月120時間以上)	卒業予定日の属する月の月末まで（※１）	
妊娠・出産(産前産後期間)	出産（予定）日の６週間（多胎児の場合は14週間）前から出産日から8週間を経過した日の月末まで（※１）	
就労(1か月60時間以上120時間未満)（※２）	お子さんの小学校就学前まで	保育短時間
学校、専修学校、職業訓練等(1か月60時間以上120時間未満)	卒業予定日の属する月の月末まで（※１）	
求職活動(起業準備を含む)	90日を経過する日の月末まで（※１）	
育児休業の間の継続利用（※３）	育児休業復帰日の月末まで（※１）	

※１：お子さんの小学校就学前までの方が短い場合は小学校就学前まで

※２：就労時間等の関係で施設が設定している保育短時間の利用時間を超えて施設を利用せざるを得ない場合、保育標準時間として認定ができる場合がありますので、市の窓口にご相談ください。

※３：育児休業取得時に既に保育所等を利用しているお子さんが継続して利用する場合に限ります。

3　相談から利用開始までの流れ

保育所等の利用相談から実際に利用を開始するまでの簡単な流れです。
利用を希望する時期や施設に応じてスケジュールが変わります。詳しくは次ページをご確認ください。

利用相談

・お子さんの健康状態や利用希望園等について確認します。
・市からは利用開始までの流れをご案内します。
◇必要な書類：P7

▼

施設見学面談

・お子さんを連れて施設の見学を行ってください。
・状況に応じ、市職員が同行します。

▼

受入検討委員会

・保育や教育を行う上での施設における配慮、注意事項について、有識者に意見聴取を行います。
・聴取した意見を参考に利用調整を行います。

▼

利用申込

・必要な書類を準備し申込みをします。保育所等の利用申込みについては各ページをご参照ください。
◇必要な書類：P8～P11　◇注意事項：P12
※認定こども園の教育利用をご希望の場合は、受入検討委員会終了後、**施設に直接お申込み下さい。**利用調整は不要です。

▼

利用調整

・保育所等に利用申込みを行う場合、申込人数が利用定員を超えた際は利用調整を行います。詳細は各ページをご確認ください。
◇利用調整について：P13　◇利用調整基準：P16

▼

利用調整で内定した場合

面談健康診断

・お子さんと一緒に、内定した施設で面談と健康診断を受けます。
面談の際に、利用に関する重要事項の説明等があります。

▼

利用決定

・面談等が済んだら、鹿児島市が入所承諾書を送付します。保育料は、この入所承諾書に記載されています。（※小規模保育事業所及び認定こども園の場合は保育料決定通知書を送付します。）

▼

利用開始

・利用の際は、施設とよく連絡・相談を行ってください。
・退職等で認定の状況に変更がある場合は変更の手続きが必要です。



◆利用開始時期に応じた、相談～申込のスケジュールの例です。

	(1)　4月利用開始の場合	(2) 年度途中利用開始の場合 (例：６月利用開始)
８月	利用相談 ・ 施設見学 面談	
９月		
10月	受入れ検討 委員会	
11月	利用申込※1	
12月	利用調整※2	
１月	面談 健康診断	
２月		
３月	利用決定	利用相談 ・ 施設見学 面談
４月	利用開始	
５月		受入れ検討 委員会 利用申込※1 利用調整※2 面談・健診 利用決定
６月		利用開始

※1 ◆ 利用申込みの提出締切は、市担当より直接ご連絡します。
　　◆認定こども園の教育利用の場合、利用申込みは施設へ直接ご提出下さい。

※2 ◆認定こども園の教育利用の場合、利用調整は行いません。

4　利用相談・施設見学・受入れ検討委員会

(1) 利用相談

医ケア児の保育所等の利用には、事前の利用相談が必要です。

利用相談は、年度途中の利用開始の場合は**利用開始希望月の３か月前を目安にご相談ください**。４月利用開始希望の場合のスケジュールは、P6をご確認ください。

利用相談の際は、「医療的ケア児保育所等利用事前相談票(以下「事前相談票」といいます。)」と「医療的ケア児童状況書(以下「状況書」といいます。)」をご準備ください。事前相談票と状況書にご記入いただいた内容を基に、お子さんの健康状態や医療的ケアの内容について、聞き取りを行います。

また、利用開始までの流れについて、市担当職員よりご説明します。ここで利用希望の施設についても併せてご案内いたします。利用相談の後、市からご希望の施設へお子さんの受入の検討を依頼します。

【ご準備いただく書類】

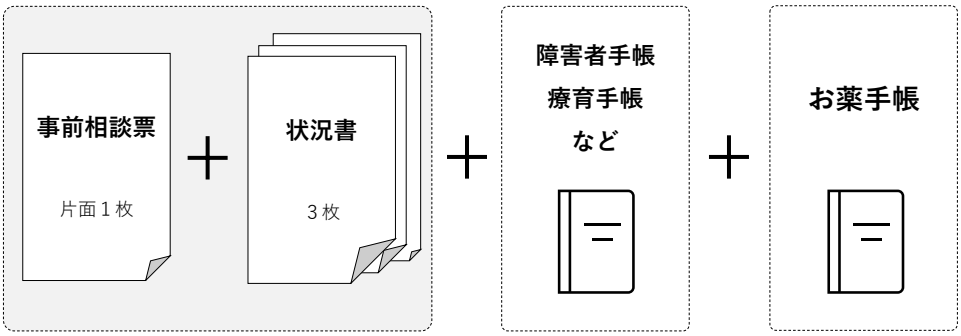

(2) 施設見学・面談

施設へ見学・面談に行きます。事前に「医療的ケア児主治医意見書・指示書」をご準備のうえ、原則お子さんを連れての見学をお願いいたします。状況に応じ、見学には市の職員が同行します。

保育所等の施設長や看護職員等は、市からの情報提供の内容を踏まえ、児童の状況及び実施する医療的ケアを確認します。

(3) 医療的ケア児受入れ検討委員会

保育所等の利用を希望する児童の状況、医療的ケアの内容、施設における配慮事項等に関して、医師・看護職員・施設長などで構成される「医療的ケア児受入れ検討委員会」で、専門的な見地からの意見を聴取します。この委員会で聴取した意見は、利用調整の参考にします。

4月利用開始に向けた検討委員会は10月に開催されます。その他の開催については、**相談の時期に応じ、随時開催されます。**

5　保育所等の利用申込

保育所等の利用申込みと認定の申請については、「子どものための教育・保育給付支給認定申請書(２号・３号認定用)兼利用申込書」(以下「利用申込書」といいます。)により、行うことになります。

なお、現在、認定こども園の教育利用の方が、同じ認定こども園の保育利用を希望する場合も鹿児島市への利用申込みが必要です（利用調整の結果、利用できない場合がありますのでご了承ください）。

※利用申込みについての注意事項（P12）を必ずご確認ください。

(1) 必要な書類

【利用申込時に提出する書類】

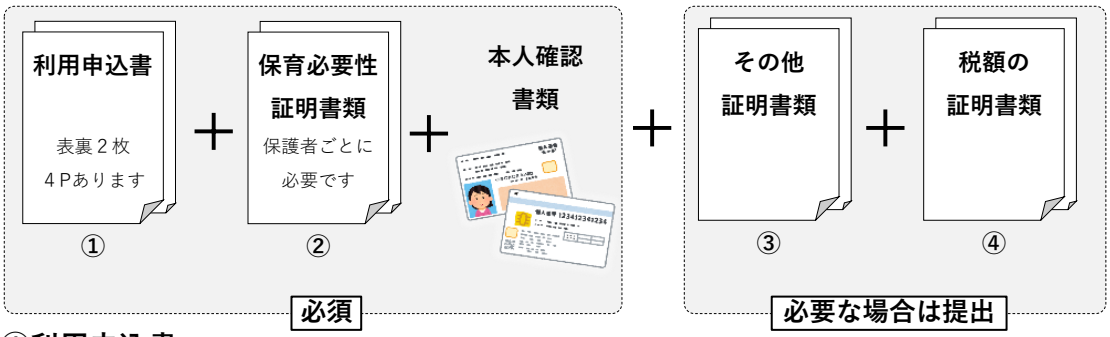

①利用申込書

・利用申込書の内訳

「子どものための教育・保育給付支給認定申請書（２号・３号認定用）兼利用申込書」

「保育を必要とする事由記入欄」

「保育所等の利用に関する確認票（同意書）」

②保育を必要とする状態を証明する書類(P9参照)

・保護者ごとに保育が必要な理由（就労等）を証明する書類が必要です。

・６５歳以上の保護者や保護者以外の同居の親族(祖父母等)は提出不要です。

③その他に該当する場合に必要な書類(P10参照)

④税額を証明する書類(P10参照)

・マイナンバーの記載及び税情報の閲覧に同意しない方のみ必要になります。

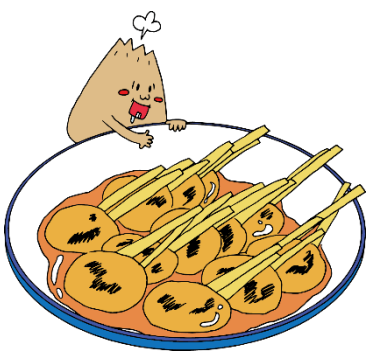

【保育を必要とする状態を証明する書類】

保育が必要な理由	提出書類名	内　容
就労中・就労予定	**・就労証明書** （市が定める様式）	◇ひと月当たりの就労時間が60時間以上ないと認定できません。 ◇就労（予定）先で就労時間や就労日数等の証明を受けてください。 ◇就労先が会社組織でない場合は、事業主に証明を受けてください。 ◇自営業の方はご自分で証明をしてください。 ◇育児休業復帰・産後復帰の場合は、期間の欄と復職（予定）年月日欄をご記入ください。
妊娠・出産 (産前産後期間)	**・母子健康手帳の写し** 表紙と分娩予定日が分かるページ	◇産前６週(多胎児の場合は14週)から産後８週の期間で、保育ができないことが条件です。
疾病・負傷	**・診断書** （市が定める様式）	◇保護者の病気等のため、保育ができないことが条件です。
障害	**・診断書** （市が定める様式） **・精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の写し** 所持者のみ。氏名や障害の程度が分かるページ	◇保護者の障害のため、保育ができないことが条件です。
同居親族の常時介護・看護	**・常時介護・看護が必要な親族の診断書** （市が定める様式） **・療育手帳の写し** 所持者のみ。氏名や障害の程度が分かるページ	◇同居親族が病気や障害等を理由に、常時介護や看護を必要としているために、保育ができないことが条件です。
求職活動	**・求職活動申立書** （市が定める様式）	◇求職活動のため、保育ができないことが条件です。 ◇利用開始後90日後の月末までに就職できない場合、保育所等は退所となりますのでご注意ください。 ◇企業の面接など、外出を伴う求職活動を行っている場合は別途添付書類が必要となります。詳細は求職活動申立書をご確認ください。
就学・職業訓練等	**・在学証明書** **・就学時間が分かるカリキュラム等の写し**	◇月60時間以上の就学・職業訓練を行うことが条件です。 ◇学校は学校教育法に規定する学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設)が対象となりますので、在学する学校にご確認ください。
災害復旧	**・罹災証明書**	詳細は市の窓口にご相談ください。 
離婚前提別居	**・民生委員の証明等**	
児童虐待やＤＶのおそれ	**・専門機関の証明等**	

※保育を必要とする状態を証明する書類は、概ね3か月以内に発行されたものに限ります。

※提出書類の偽造、改ざん等があった場合は、認定及び利用（内定を含む）を取り消すことがあります。

※保護者ごとに保育が必要な理由（就労等）を証明する書類が必要です。

※６５歳以上の保護者や保護者以外の同居の親族（祖父母等）は提出不要です。

【その他に該当する場合に必要な書類】

場　合	内　容
お子さんや同居の親族が**精神障害者保健福祉手帳**または**療育手帳**をお持ちの場合	手帳の氏名等や障害の程度がわかるページの写しを提出してください。
保護者が**保育士**、**保育教諭**、**幼稚園教諭**として保育所等又は幼稚園及び認可外保育施設等に就労している又は就労予定の場合	幼稚園教諭免許状又は保育士証の写しを提出してください。（※1）
保護者が**看護師**又は**准看護師**として保育所等又は幼稚園に就労している又は就労予定の場合	看護師免許証又は准看護師免許証の写しを提出してください。（※1）
申し込むお子さんの兄弟姉妹が**認定を受けずに幼稚園・認定こども園に在園**している場合や**認可外保育施設、企業主導型保育施設に在園**している場合	在園している園から在園証明書を発行してもらい、提出してください。（※2）
保育の**利用対象年齢の制限**により、現在利用中の保育施設等を継続して利用できない場合	現在利用している園から在園証明書を発行してもらい、提出してください。（※2）

※１：旧姓で登録されている場合は、戸籍抄本等の提出が必要です。

※２：月極で契約していることが条件です。詳細は市の窓口にご相談ください。

【税額を証明する書類】

状　況	提出書類等
◇**マイナンバーの記載及び税情報の閲覧に同意する方**	**税額を証明する書類の提出は不要です。** ※注：未申告など課税情報を確認できないときは、下記証明が必要な場合があります。
◇**マイナンバーの記載及び税情報の閲覧に同意しない方**	**税額を確認する書類の提出が必要です。** ・鹿児島市では税額の確認ができませんので、保護者ごとにＡ～Ｄのいずれかの書類を添えて利用申込みしてください。 ・令和８年１月１日時点で鹿児島市に住民登録がない場合は、住民登録のあった自治体へお問い合わせください。 ◇市民税等が給与から特別徴収(天引き)されている方 Ａ**令和８年度給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定変更通知書の写し** ⇒勤務先を通して５月頃に送付 ◇給与所得以外の収入がある方（自営業の方等） Ｂ**令和８年度 市民税・県民税・森林環境税　税額決定納税通知書の写し** ⇒６月頃に鹿児島市から送付 ◇ＡとＢがないが課税されている方 Ｃ**令和８年度 市民税・県民税所得額・課税額証明書** ⇒鹿児島市資産税課・各支所の税務課窓口で発行 ◇非課税の方 Ｄ**令和８年度 市民税・県民税非課税証明書** ⇒鹿児島市資産税課・各支所の税務課窓口で発行 ※自治体によって名称が異なる場合があります。 ※配偶者の扶養に入っている方(配偶者控除の対象者)は書類の提出は必要ありません。

【マイナンバーと本人確認書類】

保育所等の利用申込みには**マイナンバー（個人番号）の提出が必要**です。利用申込書の「個人番号（マイナンバー）記載・税情報確認同意欄」にマイナンバーを記載してください。

利用申込時には、保護者全員と申し込むお子さんのマイナンバーと申請者の本人確認を行いますので、下記の書類をご提示いただく必要があります。

場合	本人確認書類	番号確認書類
まとめて確認可能なもの	マイナンバーカード	
本人確認が**1点**で可能なもの	＜**顔写真付き**の公的証明書＞ ・運転免許証 ・パスポート ・各種手帳 ・在留カード　など	・個人番号通知カード or ・マイナンバーが記載された住民票の写し
本人確認が**2点**で可能なもの	＜**顔写真なし**の公的証明書＞ ・保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書　など	

※暗証番号は、保育所等の利用申込に必須ではありませんが、デジタル通知の登録に必要になります。原則、デジタル通知となります。ご協力をお願いいたします。

【保育所等に関する**デジタル通知**】

これまで郵送でお届けしていた保育所等の利用に関する通知を、スマートフォンの「ｘＩＤアプリ」で受け取れるサービスを開始しました。

対象となる通知	登録に必要なもの
・利用内定通知書 ・利用保留通知書 ・保育料変更通知書　など	**・マイナンバーカード** **・署名用電子証明書の暗証番号**（６～１６桁の設定した暗証番号） ・メールアドレス ・マイナンバーカードを読み取り可能なスマートフォン ※登録前に「xIDアプリ」のダウンロードが必要です。

※ デジタル通知の登録は、保育所等利用申込の「保護者（申請者）」欄に記載された方が行ってください。

デジタル通知



(2) 保育所等利用申込みについての注意事項　※必ずお読みください

①保育所等が利用できるのは、保護者全員が、お子さんの保育ができない事情がある場合(保育を必要とする事由に該当する場合)に限ります。**幼児教育や集団生活になれさせるためという理由で、保育所等を利用することはできません。**

②**就学前のお子さんが２人以上いる場合は、その全員分を申し込む必要があります。**認定を受けずに幼稚園・認定こども園に在園している場合や認可外保育施設、企業主導型保育施設に月極で在園しているお子さんについては、申込みの必要はありませんが、在園証明等の提出が必要となる場合があります。詳細は市の窓口にご相談ください（P10参照）。

③育児休業期間中は、ご家庭でお子さんを保育できる状態のため、保育所等の利用申込みはできません。**育児休業からの復帰にあわせて、申込みを行うようお願いします。**

④育児休業給付（手当）金の延長のために保育所等の申込みをする場合は、**医ケア児の事前の相談は不要です。**利用申込みに必要な書類をご準備の上、
通常申込の締切までに市窓口へご提出ください。
給付金の延長手続きの際、市が発行する利用保留通知の提出を求められることがあります。以下の注意点をご確認ください。

- **利用調整を受けた後でなければ、利用保留通知の発行はできません。**
- 利用申込みは、①お子さんの１歳の誕生日の前日までに行い、②利用開始希望日は、１歳の誕生日以前（誕生日含む）とする必要があります。
- 利用保留通知は、希望した全ての施設で利用保留となった場合に発行されます。利用保留となりたい場合は、第１希望のみ記載してください。ただし、利用調整の状況により内定になる場合があります。
- 利用保留通知は、希望した全ての施設で利用保留となった場合に発行されます。育児休業の延長を許容できる場合は、**同意書の④-1をチェックし、第１希望のみ記載**してください。この際、**点数を減点して利用調整を受ける**ことになります。ただし、利用調整の状況により内定になる場合があります。
- **内定を辞退した場合は、利用保留通知は発行されません。**第２希望、第３希望等で内定し辞退した場合も同様です。

＜**注意**＞育児休業給付金の制度は**ハローワーク等が所管**しているため、詳細はハローワークまたは勤務先にお尋ねください。

6　利用調整

(1) 利用調整とは？

保育所等の受け入れ可能な人数を超えた利用申込みがあり、申込者全員の利用が困難な場合は、保育を必要とする事由や家庭の状況等について点数化し、合計点の高い申込者から利用できるように、鹿児島市が調整を行うことです。

点数は、基本点数と調整点数（P16・P17参照）からなり、同点の場合は、同点者調整項目表（P18参照）により、調整点数の合計点や就労の有無、世帯状況などで調整することになります。

医ケア児についても、**同一の施設に対し、受入れ可能な人数をこえて、複数の医ケア児の利用申込みがあった場合は、P16～P18の基準に基づき、利用調整を行います。なお、通常の申込みとは分けて実施します。**

(2) 利用調整の結果

利用調整の結果通知の時期については、以下のとおりです。

利用開始時期	検討委員会開催時期	申込提出締切	結果の通知
４月	10月(以降随時)	委員会終了後、市担当よりご連絡	令和８年12月下旬
年度途中	相談に応じ随時		申込書提出後1～2週間

【利用調整で内定した場合】

利用調整の結果、希望した保育所等のいずれかで**利用が内定した場合は「利用内定通知書」を発送**します。内定した施設に連絡を取っていただき、施設での面談と健康診断の日程調整を利用開始前におこなっていただきます。面談と健康診断を受けていただいた後に、正式な利用決定となります。

内定を辞退される場合は、すみやかに辞退届を提出してください。

【利用調整で保留（待機）になった場合】

利用調整の結果、希望したすべての保育所等で**利用保留（待機）となった場合は「利用保留通知書」を発送**します。利用申込みは、年度内に限り継続して利用調整を行います。保育を必要とする事由や希望する保育所等に変更がある場合、手続きが必要です。詳しくは市窓口にご相談ください。

利用保留通知は初回のみ発送いたしますので、次回以降の利用調整でも保留となった場合は通知されません。

7　保育所等の利用

(1) 教育・保育給付認定の変更

保育所等を利用するには、保護者全員が「保育を必要とする事由」に該当し、２号か３号の認定を受ける必要があります（P4参照）。転職や出産、婚姻、転居等で、届け出をしている認定に変更があった場合は、必ず利用している保育所等で必要な変更の手続きを行ってください。

認定は、月初日の状態で月単位で認定します。このため、月途中で認定に変更があった場合は、変更になるのは翌月初日からとなります。

また、保護者が仕事を辞めるなど、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合には、認定を取り消されることがありますのでご注意ください。認定を取り消されると、保育所等を利用できなくなります。

(2) 医療的ケア児のならし保育（教育）

【ならし保育（教育）とは？】

医ケア児が新たに保育所等を利用するにあたり、集団生活への適応や、**お子さんの医療的ケアの内容・配慮事項や保育（教育）内容の共有を目的として、**利用開始から一定期間、通常の保育時間よりも短い時間、保護者の付き添いのうえで保育所等を利用することをいいます。

【ならし保育（教育）の期間】

ならし保育（教育）の期間は、**お子さんの状況や看護職員等による医療的ケアの習熟等を踏まえて、保護者と保育所等との協議で決定します。**

また、ならし保育の期間につきましても、保育料が発生いたしますのでご了承ください。

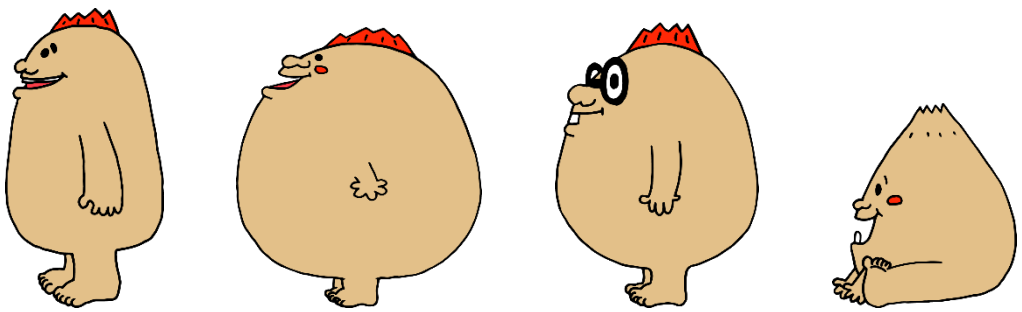

リキニョン　マルニョン　メガニョン　ベビニョン

8　よくある質問

◇利用申込みに関すること

（問１）　希望する保育所や認定こども園を通じて申込書を提出しても良いですか？

（答）　希望園に直接提出することは可能ですが、受付締切日までに園から市役所（保育幼稚園課、各支所保育担当窓口）へ提出が完了することが必要になりますので、余裕を持って提出してください。

（問２）　自営業で、子どもの育児のために休業していますが、保育所等の利用の際に加点が付きますか？

（答）　生まれたお子さんの１歳の誕生日（おおむね１か月以内）までの間に、休業からの復帰に伴う利用申込みを行う場合、利用調整において加点がつきます。

（問３）　教育・保育給付認定を受けて、保育所等を利用開始後、市外へ転出したらどうなりますか？

（答）　鹿児島市における教育・保育給付認定を取り消す手続きをしていただき、認定証の返還をお願いします。また、転出後も引き続き鹿児島市の保育所等を利用したい場合は、転出先の自治体で必要な手続きを取ってください。

（問４）　求職活動中の場合、ずっと保育所等を利用できますか？

（答）　求職活動を理由とする保育所等の利用期間は、連続３か月以内（９０日を超える日の月末まで）です。また、年度内において合計３か月以内です。利用開始後９０日を超える日の月末までに就職先が決まらない場合やほかの保育を必要とする事由（就学等）がない場合は、保育所等を退所することになります。

その他、ご不明な点がございましたら下記までお気軽にお問い合わせください。

保育幼稚園課　利用調整係　℡ 099-216-1258

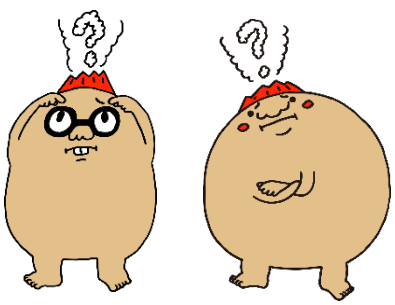



利用申込案内（通常版）

こちらもご確認ください！

9　鹿児島市保育所等利用調整基準

１基本点数表からは保護者全員が該当するひと項目ずつと、**２調整点数表**の該当する全ての項目の合計点により、年齢区分ごとに合計点の高いものから利用内定者を決定します。同点の場合は**３同点者調整項目表**に基づき決定します。

１　基本点数表

保育できない理由・状況			点数	
			父	母
就労（１か月６０時間以上就労することを常態とすること。）		月１８０時間以上就労	10	10
		月１５０時間以上１８０時間未満就労	9	9
		月１２０時間以上１５０時間未満就労	8	8
		月９０時間以上１２０時間未満就労	7	7
		月６０時間以上９０時間未満就労	6	6
妊娠・出産（産前産後期間にあること）			－	8
疾病・負傷・心身障害（保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。）	疾病・負傷	長期入院（１か月以上）している又は常時寝たきりの状態である	10	10
		常に安静を要するなど、保育が常時困難である	8	8
		上記以外の場合で保育が困難と認められる	6	6
	心身障害	身体障害者手帳１級・２級、精神障害者保健福祉手帳１級、療育手帳Ａに該当する	10	10
		身体障害者手帳３級・４級、精神障害者保健福祉手帳２級・３級、療育手帳Ｂに該当する	8	8
		上記以外の障害(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳（以下「身体障害者手帳等」という。）の交付を受けている場合に限る。以下同じ。)を有し、保育が困難と認められる	6	6
介護・看護	子	入院に常時付き添っている又は常時介護・看護している	10	10
	子以外の親族（同居又は長期入院等をしている者で、当該児童の３親等以内の者）	入院に常時付き添っている又は常時介護・看護している	8	8
災害復旧（震災、風水害、火災その他の災害に罹災し、その復旧に当たっていること。）			10	10
就学・職業訓練（保護者が教育施設に在学している、又は職業訓練を受けていること。）			就労に準じる	
児童虐待、ＤＶのおそれ			10	10
求職活動（起業準備を含む）		外出を常態とする求職活動をしている	4	4
		上記以外で求職活動をしている	2	2

（備考）
(1) 複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。
(2) 就労時間は、所定就労時間（休憩時間を含む。）に相当する時間とする。
(3) 月の就労時間は、週の就労時間に１２分の５２を乗じて得た時間を小数点第１位で四捨五入した時間とする。
(4) 利用調整時点で就労予定又は居宅内就労（日常生活に使用する居室を就労場所として使用することをいう。）の者は、基本点数からそれぞれ１点を減じる。
(5) 保護者が１名の場合は、基本点数に１０点を加える。
(6) 保護者が６５歳以上の場合は、１０点とする。
(7) 別に定めがある場合を除き、利用開始希望日を適用の基準とする。

2　調整点数表　※世帯単位で加点します

番号	区　分		点数
1	母子家庭又は父子家庭である		8
2	保護者が震災、風水害、火災その他の災害に罹災し、その復旧に当たっている		7
3	保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、又は障害を有している	支給認定理由が疾病・障害の場合	2
		支給認定理由が疾病・障害以外の場合	1
4	（育児休業の終了による職場復帰） 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号。以下「育児休業法」という。）第２条第１号に規定する育児休業の終了による職場への復帰の日からおおむね１か月が経過する日までの間にある		2
5	(育児のための休業の終了による職場復帰) 育児休業法の対象とならない保護者が育児のために休業している場合において、利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、その保護者が休業から復帰する日（児童が１歳の誕生日を迎える日までとする。）からおおむね１か月を経過するまでの間にある		2
6	（産前産後期間終了による職場復帰） 利用申込書に記載された保育の利用を希望する期間の初日が、保護者の労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第６５条に規定する産前産後の期間（以下「産前産後の期間」という。）における休業の終了による職場への復帰の日からおおむね１か月を経過するまでの間にある		2
7	保護者が産前産後の期間にある（３に該当する場合を除く。）		1
8	保護者が当該児童の３親等以内の同居の親族（長期間入院等をしている者を含む）で常時介護が必要な障害者又は長期にわたり疾病の状態にある者を常時介護・看護している		1
9	利用申込に係る児童の兄弟姉妹が既に第１希望の保育所等に入所している（認定こども園の保育機能の利用希望する場合において、兄弟姉妹が当該認定こども園の幼稚園機能に在園している場合を含む。）		4
10	多胎で生まれた兄弟姉妹が同一の保育所等に新規で申し込む		1
11	虐待のおそれがある		8
12	ＤＶのおそれがある		5
13	離婚前提別居（６か月以上）、単身赴任、疾病等による長期入院等で保護者の一方から保育の協力を得られない		1
14	生活保護世帯である		1
15	勤務先の破産等による離職又は整理解雇その他の自己の責めに帰すべき理由によらない離職による求職活動中である		2
16	保護者が保育士、保育教諭、幼稚園教諭、看護師又は准看護師として、認可保育所、認定こども園又は幼稚園（以下「保育所等」という。）に就労又は就労予定である		10
17	保護者が保育所等以外の施設等で保育士として就労若しくは従事している又は就労若しくは従事予定である	認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）	8
		特定子ども・子育て支援施設等（子ども・子育て支援法第３０条の１１で確認を受けた施設・事業をいう。ただし、法第７条第１０項第８号の子育て援助活動を除く。）	4
18	申込児童が障害を有する		4
19	小規模保育事業所を卒園する児童が、引き続き保育所等の利用を希望している		7
20	保育の利用対象年齢の制限により、現在利用中の保育所等を継続して利用できない（19に該当する場合を除く。）		2
21	申込児童が里親に委託されている		1

【注意】
(1) ４から６までは、適用を受けている利用保留者が引き続き次年度も利用を希望する場合の利用調整においても適用する。
(2) 多胎児のうち１人以上がすでに第１希望の保育所等に入所している場合は９を適用する。
(3) １６及び１７のうち、複数の区分に該当する場合は、最も高い区分の点数を適用する。

3　同点者調整項目表

番号	区　分	
1	調整点の合計点	調整点の合計点の高い世帯が低い世帯に優先する
2	調整点の内訳	調整点の高い区分に該当する世帯が低い項目に該当する世帯に優先する
3	就労の有無	保護者のいずれもが就労している世帯、保護者のいずれかが就労している世帯、保護者のいずれもが就労していない世帯の順に優先する
4	就労形態	保護者のいずれもの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれかの就労が居宅外で行われている世帯、保護者のいずれもの就労が居宅内で行われている世帯の順に優先する
5	就労実態	保護者のいずれもが実際に就労している世帯、保護者のいずれかが実際に就労している世帯、保護者のいずれもが就労することを予定している世帯の順に優先する
6	就労時間	保護者の通常の１か月の労働の時間が長い世帯が短い世帯に優先する
7	兄弟姉妹申込	兄弟姉妹同時申込の世帯が優先する
8	世帯形態	保護者と子どものみの世帯が他の世帯に優先する
9	世帯内の児童数	１８歳未満の児童の数の多い世帯が少ない世帯に優先する
10	延長保育等の必要性	延長保育又は障害児保育を必要とする世帯がその他の世帯に優先する
11	申込時期	申込時期が早い世帯が申込時期が遅い世帯に優先する
12	所得金額	保護者の合計所得金額が低い世帯が高い世帯に優先する

【注意】
(1) ６において、母子家庭等の場合の就労時間は、１９５時間を加算した時間とする。
(2) １２において、市民税が未申告の場合や所得額証明書等の提出が必要な者のうち、市から求めがあったにも関わらず、所得金額の確認できる書類の提出がなく市が所得金額を申込締切日までに確認できない者については、同項目において優先順位が最も低いものとして取り扱う。



10　市内保育所等一覧表

表の内容は、令和８年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
中央	保育所	ユズリ葉の杜保育園 上荒田	上荒田町9-21-2	30	230-7281	６か月～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			❹
	保育所	サニーサイド保育園	加治屋町7-6	60	813-7675	産休明け～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00			
	保育所	城南保育園	城南町29-19	120	222-4383	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	二葉園保育所	新屋敷町23-29	60	222-3820	産休明け～ ５歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	南林寺保育園	南林寺町12-11	40	222-6919	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	松原保育園	松原町2-24	60	224-3728	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	敬愛幼稚園	加治屋町5-6	25	223-7286	10か月～ 5歳児	12/29～1/3 年度末の２日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼稚園型	共研幼稚園	上之園町20-17	30	254-0986	**満３歳児**～ ５歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:30~18:30	8:30~16:30	―	○		
	幼稚園型	大谷幼稚園	新町2-7	20	223-6615	**満３歳児**～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	幼稚園型	アソカ幼稚園	新屋敷町25-25	25	222-0523	**満３歳児**～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00			
	幼稚園型	和光幼稚園	東千石町21-38	50	222-5693	**満３歳児**～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00			
	幼稚園型	鹿児島三育幼稚園	平之町14-21	10	223-6498	**満３歳児**～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00			
上町	保育所	春日保育園	春日町9-12	120	247-3003	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	清水保育園	清水町6-27	70	247-8963	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	興国保育園	長田町24-17	60	222-6388	産休明け～ ５歳児	12/30~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00			
	保育所	信愛保育園	東坂元2-61-25	45	247-2050	産休明け～ ５歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	同胞保育園	柳町3-20	150	222-2654	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	小規模	えがおのてんとうむし上町	長田町6-22	12	204-0136	３か月～ **２歳児**	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	小規模	わくわくかんまち保育園	浜町2-35	19	224-0111	４か月～ **２歳児**	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	小規模	かんまちサニーサイド保育園	浜町1-2-102号	19	202-3311	産休明け～ **２歳児**	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00			
	幼保型	なかよし夢こどもえん	坂元町1166-3	70	813-7110	産休明け～ ５歳児	12/30~1/3 3月最終土曜日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	うちの幼稚園	玉里団地1-5-3	70	229-1722	６か月～ ５歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	さかもと幼稚園	西坂元町57-23	80	248-1431	６か月～ ５歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	辻ヶ丘幼稚園	東坂元2-39-1	90	247-3005	６か月～ ５歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	玉里だんち認定こども園	玉里団地3-30-6	80	229-1263	産休明け～ ５歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		♡
	保育所型	坂元ピノキオこども園	坂元町28-5	60	298-9674	産休明け～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼稚園型	共立幼稚園	春日町6-25	25	247-1304	**満３歳児**～ ５歳児	8/13~8/15 12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
鴨池	保育所	ルンビニ保育園	荒田2-9-22	80	253-0023	産休明け～ ５歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	ユズリ葉の杜保育園	宇宿6-17-7	90	265-8286	６か月～ ５歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			④
	保育所	鴨池保育園	鴨池1-8-10	100	254-1620	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	やなぎの保育園	鴨池新町28-1	35	256-1693	６ヶ月～ ５歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	三和保育園	三和町21-17	140	254-0632	産休明け～ ５歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	久遠保育園	下荒田2-49-20	100	253-3338	産休明け～ ５歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園、保育所型：保育所型認定こども園
【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施
【土曜共同】●：土曜日共同保育の依頼施設　○：土曜日共同保育の実施施設　※どの施設が連携しているか、詳細はP18を参照
※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。
※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。
※「♡」印は、令和９年４月に【幼保連携型認定こども園】へ移行を予定している施設です。

表の内容は、令和8年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
鴨池	保育所	御所季の子保育園	新栄町26-31	30	814-4120	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~21:00	○	○	
	保育所	アイグラン保育園唐湊	唐湊3-5-28	60	813-8520	産休明け～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	保育所	鹿児島みなみ保育園	東郡元町18-3	110	253-3145	産休明け～5歳児	12/30~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	日之出保育園	日之出町26-5	60	837-8626	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	真砂保育園	真砂町27-12	150	254-0296	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	なぎさ保育園	真砂本町25-13	40	253-9592	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	わくわく紫原中央保育園	紫原3-41-25	85	251-2922	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	保育所	風と光保育園	紫原4-4-1	60	814-7791	4か月～5歳児	12/30~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	保育所	西紫原保育園	紫原4-37-2	60	257-1084	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	わくわく紫原北保育園	紫原6-32-1	30	210-5573	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	保育所	ほうおん保育園	与次郎1-2-23	60	252-5151	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の2日間	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	保育所型	紫原保育園	紫原3-4-19	80	254-0083	6か月程度～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			□
	保育所型	めぐみこども園	宇宿1-56-4	70	254-9769	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31又は4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所型	きずなこども園	高麗町39-11	64	298-1171	6か月～5歳児	12/30~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所型	つくし保育園	紫原5-14-3	110	254-9521	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	小規模	紫原はなまる保育園	紫原4-27-19-2F	12	814-6066	4か月～**2歳児**	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	小規模	ほいくえんRilly	下荒田3-10-16 1階	12	814-2777	産休明け～**2歳児**	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00~19:00			
	小規模	わくわく紫原つぼみ保育園	紫原6-32-24	12	806-8989	4か月～**2歳児**	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00~19:00	○		
	小規模	保育園まるべりー	真砂町58-18	19	299-5502	産休明け～**2歳児**	12/29~1/3	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	めぐみ幼稚園	鴨池2-23-17	60	255-8461	6か月～5歳児	12/29~1/3 年度末の2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	鴨池幼稚園	郡元3-8-5	60	254-0567	10か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	鹿児島さくら幼稚園	桜ヶ丘7-23-5	70	264-1161	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/28~4/2	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~18:30	○		
	幼保型	やはた幼稚園	下荒田4-19-10	60	254-0784	3か月～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31(日曜日の場合は前後の1日)	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	紫原幼稚園	紫原6-40-4	55	254-1659	6か月～5歳児	12/29~1/3 3月末	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	たちばな保育園	紫原6-40-27	100	251-4041	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	幼稚園型	聖母幼稚園	荒田2-53-11	35	254-3555	**満3歳児**～5歳児	12/29~1/3 年度末	7:30~18:30	9:30~17:30	17:30~18:30			
	幼稚園型	宇宿幼稚園	宇宿4-18-8	20	264-1810	**満3歳児**～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00			
城西	保育所	大覚寺保育園	草牟田1-14-10	40	295-3389	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			①
	保育所	わかくさ保育園	明和4-17-34	80	282-1960	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	にしだサニーサイド保育園	西田2-9-13	30	806-7700	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00～18:00	9:00～17:00	18:00~19:00			
	保育所	原良保育園	原良1-16-11	60	254-0094	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	なでしこ保育園	明和2-41-1	45	281-0735	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日 入園式実施日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園、保育所型：保育所型認定こども園
【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施
【土曜共同】●：土曜日共同保育の依頼施設　○：土曜日共同保育の実施施設　※どの施設が連携しているか、詳細はP18を参照
※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。
※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。
※「□」印は、令和９年４月に【保育所型認定こども園】へ移行を予定している施設です。

表の内容は、令和8年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
城西	保育所	薬師保育園	薬師2-41-10	70	254-9378	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所型	ひまわり夢こどもえん	永吉3-2-19	60	210-5530	産休明け～5歳児	12/30~1/3 3月最終土曜日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	△	
	保育所型	城山こども園	城山2-36-1	90	222-5377	産休明け～5歳児	12/30~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00			
	保育所型	永吉あさひこども園	永吉1-13-13	60	253-7717	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	小規模	らしさ保育園いろどり	草牟田2-6-14	12	801-8275	3か月～**2歳児**	12/31~1/3	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	おおぞらこども園	草牟田1-15-60	50	201-3307	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			❶
	幼保型	草牟田幼稚園	草牟田2-20-15	60	222-6443	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00			
	幼保型	玉里善き牧者幼稚園	草牟田2-29-7	80	222-5348	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	みのり幼稚園	明和1-39-1	50	281-2233	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	わくわく鹿児島中央認定こども園	薬師2-30-15	90	204-7400	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
武・田上	保育所	田上保育園	田上1-26-15	110	258-2040	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	田上キッズ保育園	田上4-13-15	80	253-1076	3か月～5歳児	12/29~1/3 3/30又は3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	かごしまショコラ保育園	田上6-22-18	90	801-4550	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30又は3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	保育所	マミーズランド保育園	田上台2-27-1	70	254-2811	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末内の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○		
	保育所	TAGAMIDAIライオン保育園	田上台4-47-7	60	298-5316	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	柳田保育園	武1-35-33	110	254-1698	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	武保育園	武2-28-7	90	254-1984	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	ひろき保育園	広木2-55-15	110	264-7482	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	光愛こども園	西陵3-9-3	140	282-9620	2歳児～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	光愛こども園あいあい	西陵3-19-7	30	281-5811	産休明け～1歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	ヴェリタスこども園	武岡1-22-1	40	281-3561	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	鹿児島おおとり幼稚園	武岡4-16-1	60	282-0005	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00			
	幼保型	武岡幼稚園	武岡5-26-6	60	282-7000	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	武岡みらいえこども園	武岡5-26-7	75	292-7777	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	保育所型	あさひこども園	武岡3-13-1	90	281-3733	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所型	たがみ台保育園	田上台2-47-14	120	296-1861	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所型	エンジェルキッズ保育園	武1-34-22	70	297-5800	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所型	たけおか保育園	武岡2-29-1	90	281-8401	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼稚園型	さつき幼稚園	西陵3-3-17	25	281-8911	**満3歳児**～5歳児	12/29～1/3	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
谷山北部	保育所	きよみ保育園	東谷山3-8-25	70	268-2712	産休明け～5歳児	12/30~1/3	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~20:00			
	保育所	東谷山保育園	清和1-2-1	60	268-2503	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	中山保育園	中山2-32-3	105	268-4992	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	ミルキー・ドリーム保育園	中山町1233-5	50	230-7768	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	保育所	にじのさと保育園	中山町5028-87	90	263-1202	産休明け～5歳児	12/30~1/3 3/31(日曜日の場合3/30)	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			

□

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園、保育所型：保育所型認定こども園
【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施
【土曜共同】●：土曜日共同保育の依頼施設　○：土曜日共同保育の実施施設　※どの施設が連携しているか、詳細はP18を参照
※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。
※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。
※「□」印は、令和９年４月に【保育所型認定こども園】へ移行を予定している施設です。

表の内容は、令和8年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
谷山北部	保育所	東谷山COCON保育園	東谷山4-5-11	20	821-5670	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	保育所	ペコちゃん保育園	東谷山5-28-9	70	268-3081	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~20:00	○		
	保育所	星ヶ峯保育園	星ヶ峯3-33-1	50	265-2098	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	7:00~15:00	18:00~19:00	○		
	保育所	ミルキー・マリー保育園	山田町1451-8	40	265-1223	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	保育所型	皇徳寺こども園	皇徳寺台3-31-5	70	275-0733	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末のうち2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	□
	保育所型	げんき・キッズこども園	山田町338	90	265-7500	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			□
	小規模	マミィ保育園	中山町2597-1	19	821-1117	産休明け～**2歳児**	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	小規模	いちご保育園	中山町5293-3	12	203-0890	3か月～**2歳児**	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	小規模	リトルマミーズ保育園	星ヶ峯1-46-1	12	265-3386	満1歳児～**2歳児**	12/29~1/3 年度末内の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	東開こども園	東開町3-10	100	299-0755	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末のうち2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	
	幼保型	あいのほしこども園	星ヶ峯2-12-2	80	275-9201	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の2日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	ほしのここども園	星ヶ峯4-3-1	120	265-3477	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の2日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	おひさまこども園	小原町12-1	120	269-2880	6か月～5歳児	12/30~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	いちご認定こども園	皇徳寺台1-30-2	120	275-0502	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	こまつばら幼稚園	小松原2-10-4	80	268-3151	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		②
	幼保型	しらゆきこども園	小松原2-10-15	100	269-6811	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31～4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			❷
	幼保型	コスモス認定こども園	桜ケ丘2-6-1	90	264-3952	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	桜ケ丘中央幼稚園	桜ヶ丘4-8-2	70	265-2700	3か月～5歳児	12/29~1/3 3/29~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	若葉幼稚園	桜ヶ丘6-30-2	30	265-1151	産休明け～5歳児	12/29～1/3 日祝を除く年度末の1日	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00			
	幼保型	桜ケ丘こども園	桜ヶ丘6-47-1	110	264-2393	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末又は年度初めの2日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	つばき幼稚園	中山1-6-1	90	269-4545	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	ひまわり幼稚園	東谷山3-31-13	65	268-2340	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/30~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	錦城幼稚園	星ヶ峯2-2-1	80	265-5687	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所型	上樋ちぇれすてこども園	中山町738	60	298-1876	産休明け～5歳児	年末年始 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○	
	保育所型	恵愛こども園	中山町2301-3	100	268-9645	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00			
谷山	保育所	サウスこまどり保育園	卸本町7-8	90	299-9722	産休明け～5歳児	12/29~1/3 日祝を除く3月末の2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	ゆうかり保育園	上福元町5828	70	263-1775	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	たにやまサニーサイド保育園	谷山中央1-36-15	30	202-0530	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	保育所	のーすぽーる保育園	谷山中央5-7-8	30	050-3613-0510	1歳児～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	坂之上保育園	坂之上6-25-38	130	261-4644	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31又は4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	坂之上第2保育園	坂之上6-30-17	70	210-5771	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31又は4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	ペコちゃん保育園坂之上	坂之上6-32-14	70	261-6477	産休明け～5歳児	12/30~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	影原保育園	下福元町7624	90	261-8168	産休明け～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	あいぽりー保育園	下福元町7628-1	60	204-0262	産休明け～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	ペコちゃん保育園清和	清和4-5-15	47	296-8768	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園
保育所型：保育所型認定こども園
【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施
【土曜共同】●：土曜日共同保育の依頼施設　○：土曜日共同保育の実施施設　※どの施設が連携しているか、詳細はP18を参照
※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。
※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。
※「□」印は、令和９年４月に【保育所型認定こども園】へ移行を予定している施設です。

表の内容は、令和8年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同	
								標準時間	短時間	延長保育				
谷山	保育所	福平保育園	平川町1578-1	70	261-2116	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所	南谷山保育園	和田1-29-10	60	268-2099	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	○		
	保育所	つぼみ保育園	和田1-41-3	60	269-5177	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の1日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所	和田保育園	和田2-41-12	100	267-2370	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所型	坂之上ひなた保育園	坂之上3-5-53	64	822-8773	産休明け～5歳児	12/29～1/3	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00~19:00	○			□
	保育所型	いちょうのき保育園	西谷山3-6-32	60	296-9402	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末~年度初め2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			□
	保育所型	じげんじこども園	和田2-34-22	50	296-7327	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			□
	保育所型	みらいこども園	和田3-63-8	50	814-7632	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○	○		
	小規模	チクタク駅前保育園	谷山中央1-7-3	17	204-4877	6か月～**2歳児**	12/30~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○			
	小規模	たに幼めばえ保育園	和田3-11-22-1F	19	204-0722	産後明け～**2歳児**	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○			
	小規模	慈眼寺てらす保育園	慈眼寺9-1	19	822-8970	3か月～**2歳児**	12/30～1/3 3/31	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00~19:00	○	○		
	幼保型	えびす保育園	谷山中央6-15-11	120	268-6269	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	幼保型	御所こども園	上福元町5682	60	268-5122	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~21:00	○	○		
	幼保型	可愛幼稚園	下福元町7649	150	261-3434	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
	幼保型	竹之迫保育園	清和3-2-5	140	268-9898	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末2日間(日曜日及び祝祭日を除く)	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼保型	清谿幼稚園	谷山中央1-58-10	35	268-2265	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00				
	幼保型	にじ	谷山中央4-4959	60	203-0122	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00～18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
	幼保型	松青こども園	谷山中央4-4907-11	105	268-4247	2歳児~5歳児	12/29~1/3 年度末日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		⑦	
	幼保型	ベビーズ松青こども園	谷山中央3-522	45	260-5600	産休明け～1歳児	12/29~1/3 年度末日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		❼	
	幼保型	谷山善き牧者幼稚園	西谷山1-1-1	50	267-4055	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
	幼保型	西谷山認定こども園	西谷山2-16-8	100	269-5075	10か月～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼保型	ひかりやま保育園	光山2-12-1	70	261-6654	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00				
	幼保型	すみれこども園	和田1-9-3	110	268-2113	産休明け～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼保型	聖徳認定こども園	和田2-2-1	60	260-0221	6か月～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所型	チェルシーこども園	坂之上4-23-55	60	202-0451	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼稚園型	たにやま幼稚園	和田1-4-5	45	267-3190	**満3歳児**～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○			
伊敷	保育所型	伊敷同朋保育園	伊敷1-8-15	90	229-6387	10か月程度～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所	伊敷保育園	伊敷7-8-20	100	228-9660	産休明け～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所	玉里保育園	下伊敷1-11-7	110	222-4664	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所	あたご保育園	下伊敷1-32-1	80	220-4985	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所	下伊敷保育園	下伊敷2-26-10	110	220-8798	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所型	くすの子保育園	小野4-15-18	75	295-3233	産休明け～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			□
	幼保型	こまどり保育園	西伊敷2-1-2	120	220-9722	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		⑥	♡
	小規模	ロビン保育園	西伊敷4-52-7	12	208-3311	産休明け～**2歳児**	12/29～1/3 日祝を除く3月末の2日間	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		❻	

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園、保育所型：保育所型認定こども園
【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施
【土曜共同】●：土曜日共同保育の依頼施設　○：土曜日共同保育の実施施設　※どの施設が連携しているか、詳細はP18を参照
※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。
※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。
※「♡」印は、令和９年４月に【幼保連携型認定こども園】へ移行を予定している施設です。
※「□」印は、令和９年４月に【保育所型認定こども園】へ移行を予定している施設です。

表の内容は、令和8年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同	
								標準時間	短時間	延長保育				
伊敷	幼保型	伊敷幼稚園	伊敷5-19-20	90	229-2010	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼保型	あけぼの幼稚園	小野4-4-31	50	229-0008	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00				
	幼保型	千年幼稚園	千年2-1-3	80	220-8686	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/30～3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼稚園型	恵光東俣幼稚園	小山田町3510-3	20	238-3410	**満３歳児**～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00				
	幼稚園型	いにしき幼稚園	下伊敷2-12-3	50	220-2705	**満３歳児**～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
吉野	保育所	城ケ丘保育園	川上町3472	60	243-2932	産休明け～5歳児	12/30~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○		
	保育所型	ふじヶ丘保育園	緑ヶ丘町5-5	60	244-1590	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			□
	保育所	白菊保育園	吉野3-49-10	70	243-7785	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			③	
	保育所	きらりの杜保育園	吉野3-60-6	30	295-0173	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○			
	保育所	吉野保育園	吉野4-4-1	60	244-2115	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所	白菊保育園よしの杜	吉野4-29-10	50	295-0901	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			❸	
	保育所	らしさ保育園だいち	吉野4-38-11	41	801-8276	産休明け～5歳児	12/31~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○	○		
	保育所	吉野けだな保育園	吉野4-58-7	50	201-6688	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	○		
	保育所	滝の神保育園	吉野町1045-53	40	243-7768	産休明け～5歳児	12/29~1/3 4/1~4/2	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○	○		
	保育所	むぎっこ保育園	吉野町2162-2	50	813-7171	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所	ほびあこども保育園	吉野町3735-1	80	294-5211	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所	保育園うさぎ	吉野町5087-3	45	248-8664	産休明け～5歳児	12/30~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所	教恵保育園	吉野町6039-10	45	243-7728	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/29~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00				
	保育所	ゆとりのもりほいくえん	吉野町7027-1	30	833-3702	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			❺	
	保育所	ゆとりななやしろのもり保育園	吉野町7027-9	45	833-3882	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			⑤	
	小規模	吉野ひかり保育園	吉野3-15-10	12	208-1641	4か月～**2歳児**	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
	幼保型	あすなろこども園	吉野2-44-29	120	243-8973	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	幼保型	こばと・ゆなの木こども園	大明丘3-14-1	120	243-1135	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	幼保型	はなぶさ幼稚園	緑ケ丘町13-1	70	244-2277	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/29~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼保型	認定こども園錦ヶ丘	吉野町2219	135	244-0006	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
	幼保型	錦ヶ丘プラス+	吉野町2223-6	110	243-7704	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
	幼保型	ちはなこども園	吉野町5652-1	97	243-5003	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼稚園型	川上幼稚園	川上町847	150	243-3155	**満３歳児**～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				☆
	幼稚園型	カトリック吉野幼稚園	吉野町3216-53	15	243-7522	**３歳児**～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:30~18:30	8:30~16:30	—				
桜島	幼保型	桜島こども園	桜島武町648	50	293-3115	産休明け～5歳児	12/29~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
吉田	保育所型	吉田こども園	西佐多町789-2	60	295-2603	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				□
	保育所	本名保育所	本名町3026-5	30	294-2351	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所	宮之浦保育所	宮之浦町519	45	294-2017	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00				
	保育所	むれが岡保育園	牟礼岡1-3-1	70	294-8979	産休明け～5歳児	12/29~1/3 4/1~4/2	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~20:00	○	○		
	幼保型	よしだルンビニー幼稚園	東佐多町2157-1	45	295-2502	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	幼保型	吉田南幼稚園	本名町543	45	294-3730	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○			
喜入	保育所	喜入保育園	喜入町7251-2	60	345-0680	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			
	保育所型	生見こども園	喜入生見町2842-9	20	343-0108	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末~年度初め2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○			□

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園、保育所型：保育所型認定こども園

【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施

【土曜共同】●：土曜日共同保育の依頼施設　○：土曜日共同保育の実施施設　※どの施設が連携しているか、詳細はP18を参照

※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。

※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。

※「□」印は、令和９年４月に【保育所型認定こども園】へ移行を予定している施設です。

※「☆」印は、令和９年４月に【幼稚園型型認定こども園】へ移行を移行予定している施設です。

表の内容は、令和8年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

区域	類型	施設名	所在地	定員	電話	保育年齢	休園日	開所時間			一時預り	休日保育	土曜共同
								標準時間	短時間	延長保育			
喜入	幼保型	喜入幼稚園	喜入町335-1	35	345-2280	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所型	瀬々串保育園	喜入瀬々串町3500	60	347-0081	6か月～5歳児	12/29~1/3 年度末~年度初め2日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所型	なかみょうこども園	喜入中名町1006	25	345-0112	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の２日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所型	前之浜こども園	喜入前之浜町7076-2	55	343-0074	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末の２日間	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
松元	幼保型	にたおこども園	石谷町1596-3	100	278-2510	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	オレンジスマイル保育園	石谷町3026	70	208-5320	6か月～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	保育所	わくわく春山保育園	春山町1825-23	30	278-3000	4か月～5歳児	12/29~1/3 3/31(日曜日の場合は前日)	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	保育所	はるやま森の保育園	春山町1890-2	90	278-7210	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31~4/1	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	保育所	松元中央保育園	福山町111-1	60	278-1576	産休明け～5歳児	12/29~1/3 年度末2日間	7:10~18:10	8:30~16:30	18:10~19:15			
	小規模	いしたに保育園	石谷町1605-5	12	248-9766	4か月～**2歳児**	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	石谷の森こども園	石谷町1644	50	813-7188	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3月末日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	いとしご認定こども園	石谷町2071-1	60	298-9210	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
	幼保型	まつのおこども園	石谷町3093	20	294-9363	8か月～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	9:00~17:00	18:00~19:00	○		
	幼保型	みのりこども園	春山町388	50	248-7525	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:00~16:00	18:00~19:00	○		
	保育所型	たけのこ認定こども園	春山町1212-7	50	278-5445	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3月最終土曜日	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00	○		
郡山	保育所	花尾保育所	花尾町125	45	298-7123	産休明け～5歳児	12/31~1/3	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			
	幼保型	郡山認定こども園	郡山町2519-5	90	298-4010	産休明け～5歳児	12/29~1/3 3/30~3/31	7:00~18:00	8:30~16:30	18:00~19:00			

♡

あなたとわくわく
マグマシティ
鹿児島市

【類型】保育所：認可保育所、小規模：小規模保育事業所、幼保型：幼保連携型認定こども園、幼稚園型：幼稚園型認定こども園
保育所型：保育所型認定こども園
【休日保育】○：日曜日と祝日ともに休日保育を実施、△：日曜日のみ休日保育を実施
【土曜共同】●：土曜日共同保育の依頼施設　○：土曜日共同保育の実施施設　※どの施設が連携しているか、詳細はP18を参照
※ 記載されている定員は保育利用の定員です。認定こども園の教育利用の定員は施設にお問い合わせください。
※ 記載されている延長保育時間は、保育標準時間を基本としています。
※「♡」印は、令和９年４月に【幼保連携型認定こども園】へ移行を予定している施設です。

14　連携施設一覧表

表の内容は、令和8年10月時点の状況です。**記載内容については変更になる場合があります。**

各小規模保育事業所の連携施設の一覧です。

小規模保育事業所			連携施設						
地域	施設名	所在地	地域	類型	施設名	所在地	支援	代替	卒園
上町	えがおのてんとうむし上町	長田町6-22	上町	幼保型	うちの幼稚園	玉里団地1-5-3	○	○	○
			鴨池	保育所	ほうおん保育園	与次郎1-2-23	○	○	○
	わくわくかんまち保育園	浜町2-35	上町	保育所	興国保育園	長田町24-17			○
			城西	幼保型	わくわく鹿児島中央認定こども園	薬師2-30-15	○	○	○
	かんまちサニーサイド保育園	浜町1-2-102号	上町	保育所	同胞保育園	柳町3-20			○
			上町	保育所	興国保育園	長田町24-17			○
			中央	保育所	サニーサイド保育園	加治屋町7-6	○	○	○
鴨池	紫原はなまる保育園	紫原4-27-19-2F	鴨池	保育所	わくわく紫原中央保育園	紫原3-41-25	○	○	○
			鴨池	保育所	風と光保育園	紫原4-4-1	○	○	○
			鴨池	保育所型	つくし保育園	紫原5-14-3	○	○	○
	ほいくえんRilly	下荒田3-10-16 1階	中央	保育所	サニーサイド保育園	加治屋町7-6	○	○	○
			城西	保育所	にしだサニーサイド保育園	西田2-9-13	○	○	○
	わくわく紫原つぼみ保育園	紫原6-32-24	鴨池	保育所	わくわく紫原中央保育園	紫原3-41-25	○	○	○
			鴨池	保育所	わくわく紫原北保育園	紫原6-32-1	○	○	○
			鴨池	幼保型	たちばな保育園	紫原6-40-27			○
			鴨池	保育所	風と光保育園	紫原4-4-1			○
			武・田上	保育所	マミーズランド保育園	田上台2-27-1			○
	保育園まるべりー	真砂町58-18	鴨池	幼保型	やはた幼稚園	下荒田4-19-10	○	○	○
			中央	幼稚園型	共研幼稚園	上之園町20-17	○	○	○
			武・田上	保育所	かごしまショコラ保育園	田上6-22-18			○
城西	らしさ保育園いろどり	草牟田2-6-14	中央	保育所	サニーサイド保育園	加治屋町7-6	○	○	○
			上町	保育所型	坂元ピノキオこども園	坂元町28-5	○	○	○
			武・田上	保育所	かごしまショコラ保育園	田上6-22-18			○
			吉野	保育所	らしさ保育園だいち	吉野4-38-11	○	○	○
谷山北部	マミィ保育園	中山町2597-1	谷山	保育所	ゆうかり保育園	上福元町5828	○	○	○
	いちご保育園	中山町5293-3	谷山北部	幼保型	いちご認定こども園	皇徳寺台1-30-2	○	○	○
	リトルマミーズ保育園	星ヶ峯1-46-1	武・田上	保育所	マミーズランド保育園	田上台2-27-1	○	○	○
谷山	チクタク駅前保育園	谷山中央1-7-3	谷山北部	保育所型	上樋ちぇれすてこども園	中山町738	○		○
			谷山北部	幼保型	若葉幼稚園	桜ヶ丘6-30-2	○		○
			谷山北部	幼保型	つばき幼稚園	中山1-6-1	○	○	
			谷山	保育所型	みらいこども園	和田3-63-8	○		○
	たに幼めばえ保育園	和田3-11-22-1F	谷山	幼稚園型	たにやま幼稚園	和田1-4-5	○	○	○
	慈眼寺てらす保育園	慈眼寺町9-1	谷山	保育所型	みらいこども園	和田3-63-8	○	○	○
			谷山	保育所	坂之上第２保育園	坂之上6-30-17	○		○
			谷山北部	幼保型	若葉幼稚園	桜ヶ丘6-30-2	○	○	○
吉野	吉野ひかり保育園	吉野3-15-10	伊敷	幼保型	伊敷幼稚園	伊敷5-19-20	○	○	○
伊敷	ロビン保育園	西伊敷4-52-7	伊敷	保育所	こまどり保育園	西伊敷2-1-2	○	○	○
松元	いしたに保育園	石谷町1605-5	谷山北部	保育所	星ヶ峯保育園	星ヶ峯3-33-1	○	○	○

【支援】下記のいずれかの項目の支援を行います。**詳細については各小規模保育事業所にお問合わせください。**
・保育に関する適切な助言　　・合同保育(運動会やお遊戯会等への参加)
・園庭の開放　　・健康診断や健康管理の支援　など
【代替】やむを得ない場合等において、一時的に連携施設の職員がお子さんを保育します。
【卒園】小規模保育事業所を卒園した後、引き続き２号認定での保育を提供するための受け皿となります。



＜これからお申込みされる保護者様へ＞

◇本冊子には、医ケア児が保育所等を利用するにあたり、必要な手続きや書類・利用調整に関する情報のみを掲載しております。**保育料や病児・病後児保育といった内容については、「鹿児島市認可保育所等利用申込案内」の通常版をご確認下さい。**

利用申込案内(通常版)

◇お子さんの保育に関わる制度は複雑で多岐に渡ります。保育所等の利用申込みのほか、幼稚園等の利用や無償化に関することなど、ご不明な点は下記窓口までお気軽にご相談ください。

＜医療的ケア児の保育所等の利用相談窓口、その他制度全般に関すること＞

保育幼稚園課（企画係）	〒892-8677　山下町１１番１号	TEL099-216-1223

＜申込書類・利用調整・その他幼稚園・保育所等の制度に関すること＞

本庁・各支所	住　所	電話番号
保育幼稚園課（利用調整係）	〒892-8677　山下町１１番１号	TEL099-216-1258
谷山子育て支援課 ※令和９年１月より仮庁舎	〒891-0194　谷山中央４丁目４９２７番地 〒891-0194　慈眼寺町１６番７号（仮庁舎）	TEL099-269-8473 TEL099-269-2120
伊敷福祉課	〒890-0008　伊敷５丁目１５番１号	TEL099-229-2113
吉野福祉課	〒892-0871　吉野町３２５６番地３	TEL099-244-7379
桜島保健福祉課	〒891-1415　桜島藤野町１４３９番地	TEL099-293-2360
吉田保健福祉課	〒891-1392　本城町１６９６番地	TEL099-294-1214
喜入保健福祉課	〒891-0203　喜入町７０００番地	TEL099-345-3755
松元保健福祉課	〒899-2792　上谷口町２８８３番地	TEL099-278-5417
郡山保健福祉課	〒891-1192　郡山町１４１番地	TEL099-298-2114

保育コーディネーター	対応時間	電話番号
本庁本館１階保育幼稚園課内	8:30～17:15	TEL099-216-1427
谷山支所２階谷山子育て支援課内 谷山支所仮庁舎B棟１階（令和９年１月～）	8:30～17:15	TEL099-269-8420 ※番号の変更はありません
伊敷支所１階伊敷福祉課内	9:30～16:15	TEL099-229-2113
吉野支所１階吉野福祉課内	9:30～16:15	TEL099-244-7379

保育コーディネーターが保育サービスに関する相談に応じます。
不在の場合は、職員が対応いたします。

